平成２５年（フ）第４９号
三重県伊賀市千歳1969番地の40
債務者　佐藤ツトム　ベンジャミンこと　サトウ　ベンジャミン　ツトム
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５５号
三重県伊賀市上野田端町1138番地　末広荘８―22、前住所三重県伊賀市緑ケ丘南町3961番地の12　桜ハイツ202
債務者　ベラスケス　カルデロン　ジョセ　ルイス
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９５号
滋賀県彦根市広野町43番地
債務者　今村　義則
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７１８号
京都府城陽市寺田袋尻19番地　シェルマンション504号
債務者　篠島亜里紗
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３５号
京都市右京区西京極畑田町９番地　シャトー西京極310
債務者　太田　真里
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市田能３丁目５番15―207号
債務者　桑波田善明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目10番６号シティハイムボナンザ102
債務者　楠本真由美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２６号
兵庫県姫路市西中島268番地１　コーポサワダ
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８１号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目78番地　ガーデンハイツ西飾磨202
債務者　柴田　純子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７７号
奈良市二条町１丁目１番45号　山口マンション202号
債務者　浦崎　弘美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０６号
奈良県大和郡山市高田町148番地４　リベルティ大和郡山312号室
債務者　上原　未奈
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２号
奈良県五條市下之町99番地　寿荘
債務者　木村　博文
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１３号
奈良県五條市下之町99番地　寿荘
債務者　木村かほる
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第５３号
広島県三原市南方１丁目７番７号
債務者　古川　維人
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
広島県尾道市高須町4804番地10
債務者　門田寿美恵
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山口県萩市大字椿東2863番地５　県第２無田ヶ原団地１棟406
債務者　吉村　一夫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１３１号
愛媛県松山市保免西２丁目２番15号　ＳＷＩＮＧ　ＳＩＮＧ203号
債務者　佐藤　義一
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
松山地方裁判所民事部